

## 埼玉県央広域消防本部消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業提案依頼に関する回答書

No.	関連する資料	質問項目	質問内容	回答
1	要求水準書 p.9	「消防救急デジタル無線施設については令和8年3月27日までとすること」について	新たな消防救急デジタル無線施設が導入されるまでの間、既設指令施設で運用されている音声通信機能やデータ通信機能等は継続する必要があると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	要求水準書 p.28	「i 対象署所に対し、災害種別または通報種別確定時に音声合成予告指令（〇〇報入電中）を送出できること。」について	災害地点の地区/管轄が未定の場合、対象は全署所となります。宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

3	要求水準書 p. 52	「固有番号による検索 電話番号検索、高速道路 キロポスト検索、災害時 要援護者検索、電柱番号 検索の場合は、各検索方 法固有の番号検索に移行 できること。」について	電柱番号検索を実施 するには、電力会社 等から電柱データを 購入する必要がござ います。データを購 入される想定で宜し いでしょうか。	電柱データを購入する必要がある場合の購入費 用は、受注者負担になります。
4	要求水準書 p. 54	「1 ポンプ車を自動増隊 するなど、気象予警報発 令状況に連動した車両編 成の自 動組み換え機能 を有すること。」につい て	弊社システムでは、 本機能は乾燥注意報 発令時に有効となり ますが、宜しいでし ょうか。	可とします。
5	要求水準書 p. 59	「c 指令台で作成した事 案情報と端末で入力した 気象情報を消防情報支援 システムに送信でき、活 動記録表等に活用できる こと。」について	弊社のシステムで は、指令台で作成し た事案情報と端末で 入力した予警報を消 防情報支援システム に送信でき、活動記 録表等に活用するこ とが可能です。宜し いでしょうか。	可とします。

6	要求水準書 p.118	資料図情報について	資料図情報は水利、防火対象物等に紐づけて登録する図面という認識でよろしいでしょうか。	資料図管理業務で管理している情報が確認できれば可とします。
7	要求水準書 p.239	「(コ) 基本架内に実装された液晶タッチパネルの主な機能は以下の通りとすること。」について	基地局無線装置(基本架)の操作は、コンソール用PCでの操作でも宜しいでしょうか。	可とします。
8	要求水準書 p.260	「受令機用空中線(1)」について	使用素材は樹脂のみでお認め頂けますでしょうか。	令和8年度10月移転予定の桶川西分署新庁舎の受令機用空中線の架台部分は、ステンレス製となります。 新庁舎へ移設できれば可とします。
9	別添 評価基準表	7 価格(1) 初期導入費・保守費等 「運用開始から10年間に関わる保守、点検及びネットワーク回線仕様等に関わる費用を具体的に示すこと。」について	左記について、金額提示にあたり、価格算出が必要な回線サービス名をご教授いただけないでしょうか。	初期導入費に含める回線利用料については、要求水準書 P10「本通信指令システム、無線施設の受注者は、本通信指令システム、無線施設に関する回線の新設及び引き渡しまでの回線利用料は、受注者の負担とする。ただし、119番回線の新設に関わる費用は除くものとする。」のとおりとなります。 119番回線の新設に関わる費用については、緊急通報回線光IP化に伴う新設回線敷設工事

				<p>費用は発注者負担となりますが、新設回線敷設工事に伴う回線利用料は、受注者負担になります。</p> <p>10年間の保守、点検及びネットワーク回線仕様等に関わる費用に含める回線サービス名は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語通報通訳補助サービス利用料</li> <li>・ファイアウォールの監視及び保守リモート作業に伴う回線利用料</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアライセンス料</li> <li>・メール順次指令サーバ利用料等本事業で導入するASPのサービス利用料になります。</li> </ul>
10	様式7号 費用見積書	「10年間の保守、点検及びネットワーク回線仕様等に関わる費用」について	左記について、費用算出にあたり、必要回線サービス名をご教授いただけないでしょうか。	設問9回答と同じ

11	既設機器配置図	スピーカ更新対象について	更新対象のスピーカマークが無い消防署、分署（鴻巣天神、桶川、桶川西、北本、北本東）はスピーカ更新が無いという認識よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	別表 保守業務対象機器一覧表	「別表 保守業務対象機器一覧表」の点検回数について	指令装置のデジタル無線操作部 5 台の点検回数は年 2 回とありますが、基地局無線設備の無線操作部 5 台の点検回数は年 1 回となっております。どのように解釈すればよいでしょうか。	指令装置のデジタル無線操作部 5 台と基地局無線設備の無線操作部 5 台は、同じ機器を表しており、点検回数は年 2 回となります。